

# 伊勢崎市住宅リフォーム助成 申請の手引き



<お問い合わせ>

## 住宅リフォーム窓口（商工労働課）

時 間	午前9時～正午、午後1時～4時
場 所	伊勢崎市役所 本庁舎 北館2階
電 話	0270-23-7381      FAX 0270-23-7382

令和6年度

## < 目 次 >

I. 申請に必要な書類	3
II. 書類の記入例・作成のチェックポイント	
① 助成金交付申請書	4
(固定資産税納税通知書兼課税明細書)	6
② 所得金額・市税等完納照合票	8
③ 工事見積書(内訳明細付き)	10
④ 工事内容確認図面(平面図など)	12
⑤ 全景・施工予定箇所の写真	14
⑥ 施工業者の所在地を確認できる書類	16
⑦ 同意書(共有などの場合)	18
III. 工事の変更・取りやめに関するお願い	19
IV. よくある質問	20

### == 申請の受付 ==

■ 事前相談	4月22日(月)から5月17日(金)まで
■ 受付期間	<u>5月20日(月)から6月14日(金)まで</u>
■ 時 間	午前9時～正午、午後1時～4時
■ 場 所	住宅リフォーム窓口(商工労働課)

## I. 申請に必要な書類

### 《必ず提出する書類》

書類名		入手方法
① 助成金交付申請書		市ホームページ・住宅リフォーム窓口・各支所庶務課にあります。
② 所得金額・市税等完納照合票		市ホームページ・住宅リフォーム窓口・各支所庶務課にあります。
③ 工事見積書（内訳明細付き）	写し	施工業者に依頼してください。
④ 工事内容確認図面（平面図など）	写し	建築時の図面等を用意してください。 （手書きの間取り図等でも可）
⑤ 全景・施工予定箇所の写真		貼付台紙は、市ホームページ・住宅リフォーム窓口・各支所庶務課にあります。
⑥ 施工業者の所在地を確認できる書類	写し	施工業者に依頼してください。 （個人：運転免許証、法人：登記簿等）

- 「⑤ 全景・施工予定箇所の写真」は、令和6年に撮影された、現在の状況が分かるものを用意してください。
- 「⑥ 施工業者の所在地を確認できる書類」は、令和6年1月以降に発行された、伊勢崎市内の所在地が確認できる公的なものを用意してください（名刺等は除きます）。

### 《必要により提出する書類》

書類名	必要な場合	入手方法
⑦ 同意書 ※1	対象住宅の所有者が複数いる場合	市ホームページ・住宅リフォーム窓口・各支所庶務課にあります。
⑧ 戸籍謄本 ※2 （抄本ではありません）	写し 対象住宅の所有者が亡くなっている場合	本籍地の市区町村で入手できます。詳しくは各市区町村にお問い合わせください。

※1 申請者は、工事の契約者です。共有者（所有者）が複数人いる場合、全ての共有者の同意書が必要となります。

※2 対象住宅の所有者と申請者の関係が分かる戸籍謄本を用意してください。

- 必要に応じてその他の書類をご準備いただくことがあります。

## II. 書類の記入例・作成のチェックポイント

### ① 助成金交付申請書 [原本]

太枠内のみご記入ください。

様式第1号（第7条関係）

日付は未記入

住宅リフォーム助成金交付申請書

令和6年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

申請者	住所	伊勢崎市●●町○○番地
	(ふりがな)	いせさき たろう
	氏名	伊勢崎 太郎
	電話連絡先	××××-△△-■●●●

※こちらの記入は次の6、7ページを参照

規則第4条の規定により、住宅リフォーム助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

なお、住宅リフォーム助成金の申請に当たり、申請者の住民基本台帳、家屋課税台帳、市税等の納付状況及び前年所得を照会することについて同意します。

家屋の所在地	伊勢崎市●●町○○番地	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅（専用住宅） <input type="checkbox"/> 併用住宅
所有者氏名	伊勢崎 太郎	(申請者との続柄：本人) <input type="checkbox"/> 単有 <input checked="" type="checkbox"/> 共有
共有者氏名 (共有の場合)	伊勢崎 花子	建築した年 平成○○年
施工業者 (複数の場合、裏面に記入)	所在地	伊勢崎市△△町××番地
	業者名	○×建設株式会社
工事の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁のリフォーム工事 <input type="checkbox"/> 住居の一部増改築、間取変更工事 <input type="checkbox"/> 内装のリフォーム工事 <input type="checkbox"/> 住宅改修に伴う電気・配管工事 <input checked="" type="checkbox"/> キッチン、トイレ、浴室などのリフォーム工事 <input type="checkbox"/> バリアフリー工事 <input type="checkbox"/> 畳取替、換・建具などの交換 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	完了予定期日 (支払完了まで)	令和6年 12月 20日 まで
利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 初めての申請 <input type="checkbox"/> 令和3年度以前 ※申請できます	
	<input type="checkbox"/> 令和4年度 <input type="checkbox"/> 令和5年度 ※申請できません	
申請金額 (記入しないでください。)	助成対象経費 ※消費税抜き	交付申請額 ※千円未満切捨て、最高10万円
	円	円

■ 記入上の注意

太枠の中だけ記入してください。

■ 添付書類 ((1)～(5)は申請者全員、(6)、(7)は必要な方のみ)

- (1) 所得金額・市税等完納照合票
- (2) 工事見積書の写し (内訳明細付き)
- (3) 工事内容を確認できる図面の写し (平面図等)
- (4) リフォーム工事を行う住宅の全景及び施工予定箇所の現状写真
- (5) 施工業者を確認できる書類の写し  
(個人事業者：運転免許証等、法人事業者：登記事項証明書、所在証明書等)
- (6) 同意書 (様式第2号) ※対象住宅が共有名義の場合、その他必要な場合
- (7) その他 (戸籍謄本、建築確認の写し等)

## 【作成のチェックポイント】

- 申請者は申請の要件を満たしていますか？（申請の要件は、リーフレットや市ホームページ等を確認してください。）
- 太枠内の必要事項は、全て記入してありますか？
- 申請者の「住所」「氏名」「連絡先」に誤りはありませんか？（正しい文字で正確にご記入ください。）
- 修正液や消えるボールペン等を使用していませんか？（使用してしまった場合は、あらためて書類を作成してください。）



### 書類作成上の注意（各書類共通）

- 記入例を参考にして作成し、提出前にチェックポイントで内容に誤りや不足がないか確認してください。
- 修正液や修正テープ、フリクションなどの消えるペンは、絶対に使用しないでください。



( 参照 : 固定資産税納税通知書兼課税明細書 )


群馬県伊勢崎市●●町○○  
伊勢崎 太郎 様

共有者  
伊勢崎 花子 様

**固定資産税・都市計画税  
納税通知書**

下記の納付額を各納期限までに納付してください。

見 本



		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地 ㉞	円	円
	家屋 ㉟	円	円
	償却資産 ㊱	円	円
	合計 (㉞+㉟+㊱) (1,000円未満切捨て)	円	円
<b>税率</b>			
<b>算出税額</b> ㊲		円	円
<b>軽減税額</b> ㊳		円	円
<b>減免税額</b> ㊴		円	円
<b>共用土地税額</b> ㊵		円	円
<b>年税額</b> ㊲-㊳-㊴+㊵ (100円未満切捨て)		円	円
<b>この通知書で納める税額 (㊲+㊵)</b>		円	円

お問い合わせ番号

金融機関	<input style="width: 85%;" type="text"/>
口座番号	<input style="width: 85%;" type="text"/>
口座名義人	<input style="width: 85%;" type="text"/>

お問い合わせ番号

所有者： 伊勢崎 太郎 外1名様

**固定資産税・都市計画税 課税明細書**

※各項目の解説は2ページ上段にあります。

連番	資産区分	①所在地	②家屋番号	③建築年	④階数/地上・地下	⑤軽減相当税額 (円)
		⑥種類/⑦現況地目	⑧床面積/⑨課税地積	⑩前年度 標準額 (固) (円)	⑪今年度 標準額 (固) (円)	⑫固定資産税 相当額 (円)
		⑬増築 ⑭構造/⑮住宅用地特例	⑯評価額 (円)	⑰前年度 標準額 (都) (円)	⑱今年度 標準額 (都) (円)	⑲都市計画税 相当額 (円)
	家屋	●●町○○ 居宅			平成○○年	
					(㎡)	
					(㎡)	
					(㎡)	
					(㎡)	
					(㎡)	
					(㎡)	

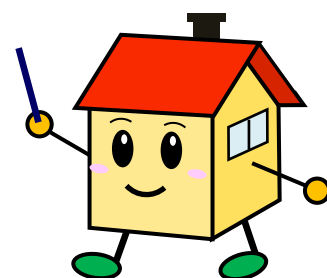
## 【作成のチェックポイント】

- 令和6年度の通知は、5月上旬頃に郵送でお手元に届きます。
- 「表紙」と、「固定資産税・都市計画税 課税明細書」の資産区分  
「家屋」の内容を、よくご確認ください。
- 申請する建物が記載されていますか？
- 「所在地」、「種類（居宅など）」、「所有者」、単有か共有か、「共有者  
（所有者が複数いる場合）」、「建築年（住宅を建築した年）」をご記入く  
ださい。
- 内容に変更がなければ、昨年度の通知を参照していただいて構いません。
- 所有者が亡くなっている場合、対象住宅の所有者と申請者の関係が分か  
る戸籍謄本の写しが必要となります。



※ 固定資産税納税通知書兼課税明細書は、提出の必要はありません。申請書の記入にあたって、ご不明な点がある場合は窓口にお持ちください。

※ 課税明細書には土地の欄もありますので、お間違えないよう確認していただきながら、ご記入ください。



## ② 所得金額・市税等完納照合票 [原本]

     太枠内のみご記入ください。

### 所得金額・市税等完納照合票

(住宅リフォーム助成事業補助金用)

令和6年 月 日

日付は未記入

※この書類は、商工労働課の担当職員が申請者の委任欄の2か所だけ記入してください。

※委任欄については、必ず申請者が自筆で記入してください。

<b>必要な人</b> (住宅リフォーム助成事業の申請者)	住 所 伊勢崎市 ●●町○○番地  (ふりがな) いせさき たろう 氏 名 伊勢崎 太郎  明治・大正 生年月日 昭和 平成 ○○年△△月××日				
※市確認欄です。(記入しないでください。)					
窓口に来た人	商工労働課 担当者				
宛 名 番 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認</td> </tr> </table>		確認		
	確認				
<b>いずれも申請者の情報</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <b>合計所得金額状況</b>             ■ 令和5年分 合計所得金額が700万円以下であること。         </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">市確認欄</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>② 市税等完納状況</b>             ■ 次の税目について滞納が無いこと。            ○市・県民税                      ○固定資産税・都市計画税            ○軽自動車税                    ○国民健康保険税         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市確認欄</td> </tr> </table>	<b>合計所得金額状況</b>  ■ 令和5年分 合計所得金額が700万円以下であること。	市確認欄	<b>② 市税等完納状況</b>  ■ 次の税目について滞納が無いこと。 ○市・県民税                      ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税                    ○国民健康保険税	市確認欄
<b>合計所得金額状況</b>  ■ 令和5年分 合計所得金額が700万円以下であること。	市確認欄				
<b>② 市税等完納状況</b>  ■ 次の税目について滞納が無いこと。 ○市・県民税                      ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税                    ○国民健康保険税	市確認欄				

この書類を書いた日付

申請者の自筆の署名

並額及  
その納付状況を確認するための書類です。  
□太枠の中(必要な人の欄、

<b>委任欄</b> (申請者)	住 所 伊勢崎市 ●●町○○番地  氏 名 伊勢崎 太郎  ※ 本人の意思表示となりますので、必ず申請者が自筆で書いてください。
---------------------	--

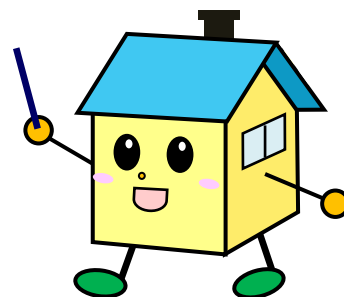


## 【作成のチェックポイント】

- 必要な人の欄には、申請者の「住所」「氏名」「生年月日」が記入されていますか？
- 委任欄には、申請者の「住所」「氏名（自筆の署名）」「書類記入日」が記入されていますか？
- 申請者の「住所」「氏名」に誤りはありませんか？（正しい文字で正確にご記入ください。）
- 修正液や消えるボールペン等を使用していませんか？（使用してしまった場合は、あらためて書類を作成してください。）



市民税課、税総合窓口、各支所には提出できません。  
住宅リフォーム窓口へ、申請書類に添付してご提出ください。



③ 工事見積書（内訳明細付き） [コピー]

申請者あて

# 見積明細書

見積日 令和6年5月12日

伊勢崎 太郎 様

(施工場所:群馬県伊勢崎市●●町○○番地)

以下のとおり、お見積もり申し上げます。

市内の所在地

群馬県伊勢崎市△△町××番地

○×建設 株式会社

担当者:市役所 次郎

連絡先:××××-○○-△△△△



施工内容	規格・仕様等	数量	単位	単価	金額	備考
ユニットバス交換工事						
1-解体・撤去工事						
既存天井・壁・床解体		15	m <sup>2</sup>	10,000	150,000	工賃込
既存浴槽撤去・処分		1	式	50,000	50,000	処分費込
2-給排水工事						
既存配管撤去		10	m	5,000	50,000	工賃込
配管新設		10	m	5,000	50,000	工賃込
3-ユニットバス交換工事						
ユニットバス入れ替え	○○社製ユニットバス	1	台	600,000	600,000	設置費込
	型番:○○○○					
	断熱窓オプション	1	式	30,000	30,000	
計					930,000	
値引き					① ▲30,000	
値引き後計					900,000	
消費税(10%)					② 90,000	
見積合計額					990,000	

※見積もりの有効期限は、見積日から6か月以内です。

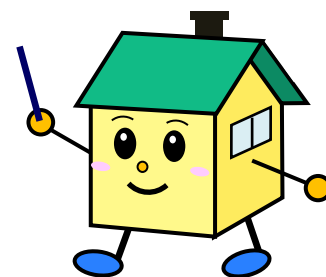
消費税は、  
値引き後に計算

## 【作成のチェックポイント】

- 見積書のあて先は、申請者になっていますか？（申請者が依頼・契約した工事が対象です。）
- 施工業者の「事業者名」「所在地」が明記されていますか？
- 施工業者の所在地は、伊勢崎市内になっていますか？
- 工事の内容・数量・単価・金額・合計額などに誤りはありませんか？
- 記載されていない項目はありませんか？（明細にない値引きなどがあると受け付けられません。金額の増減は必ず明細に入れてください。）
- 訂正印や修正液による修正はありませんか？（金額誤りなどは、どのようにも訂正できません。あらためて見積書を作成してください。）



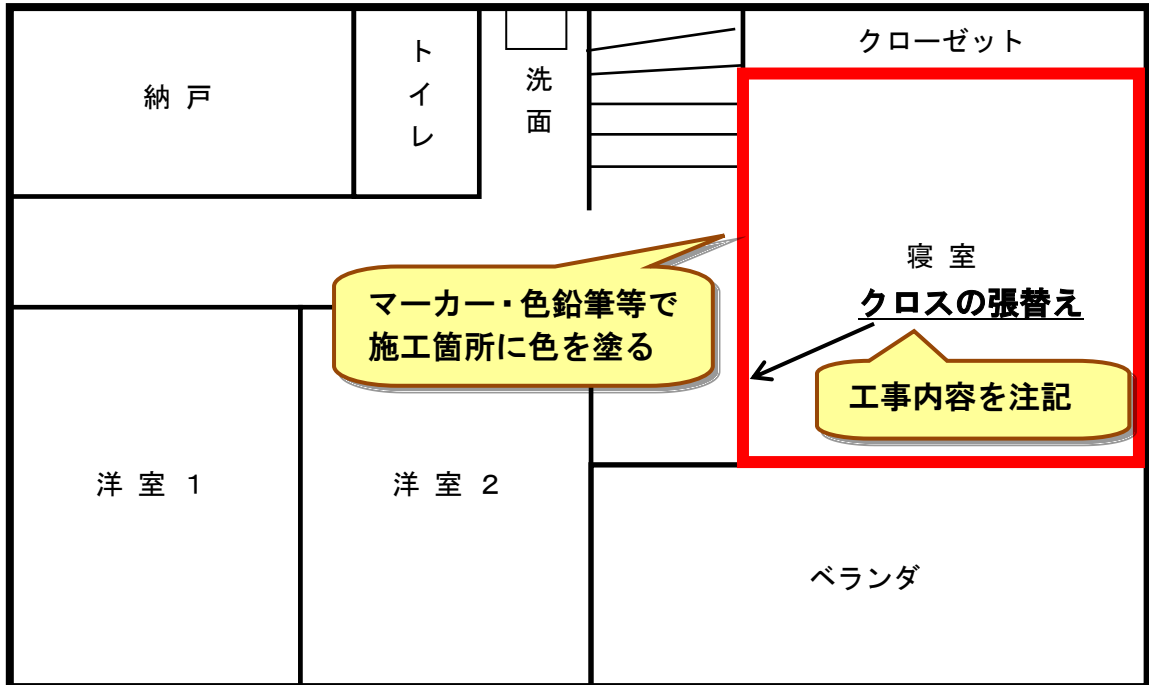
お見積りの内容を、提出前にもう一度ご確認ください。工事の内容や金額の詳細が不明な工事は、助成対象になりませんので、ご注意ください。



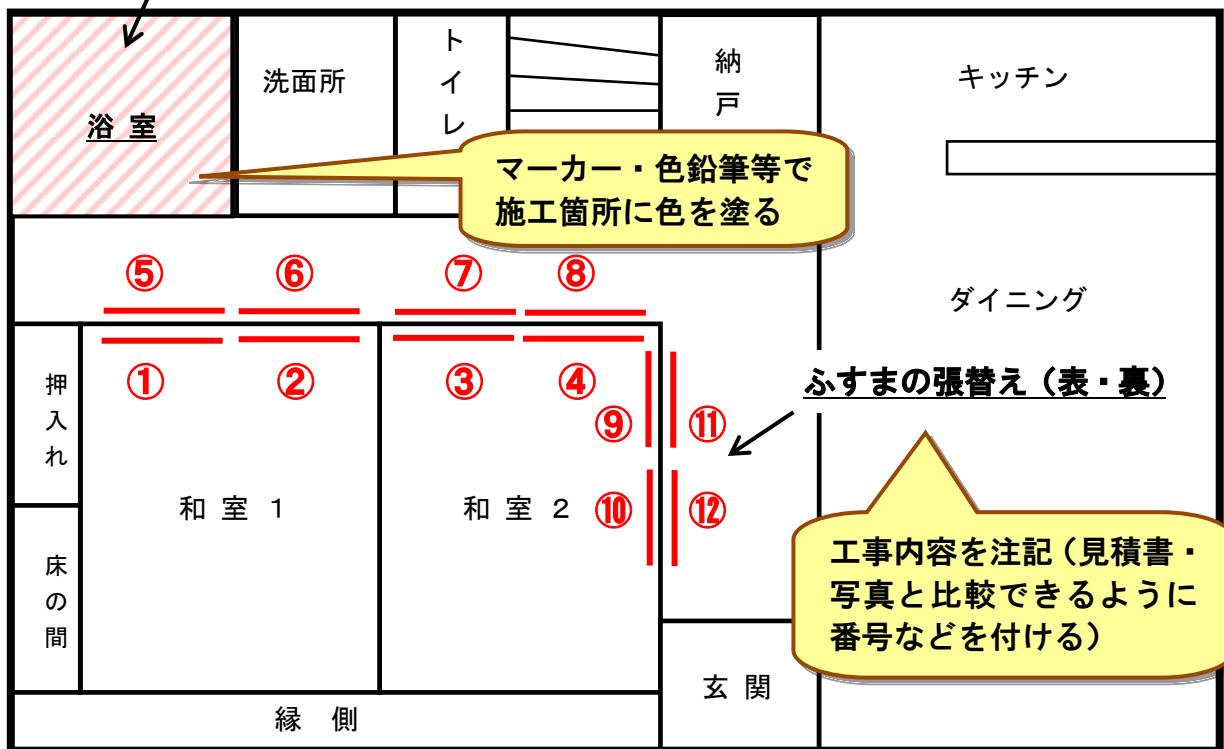
④ 工事内容確認図面（平面図など） [コピー]

《作成例1》 内装等の工事を行う場合（平面図）

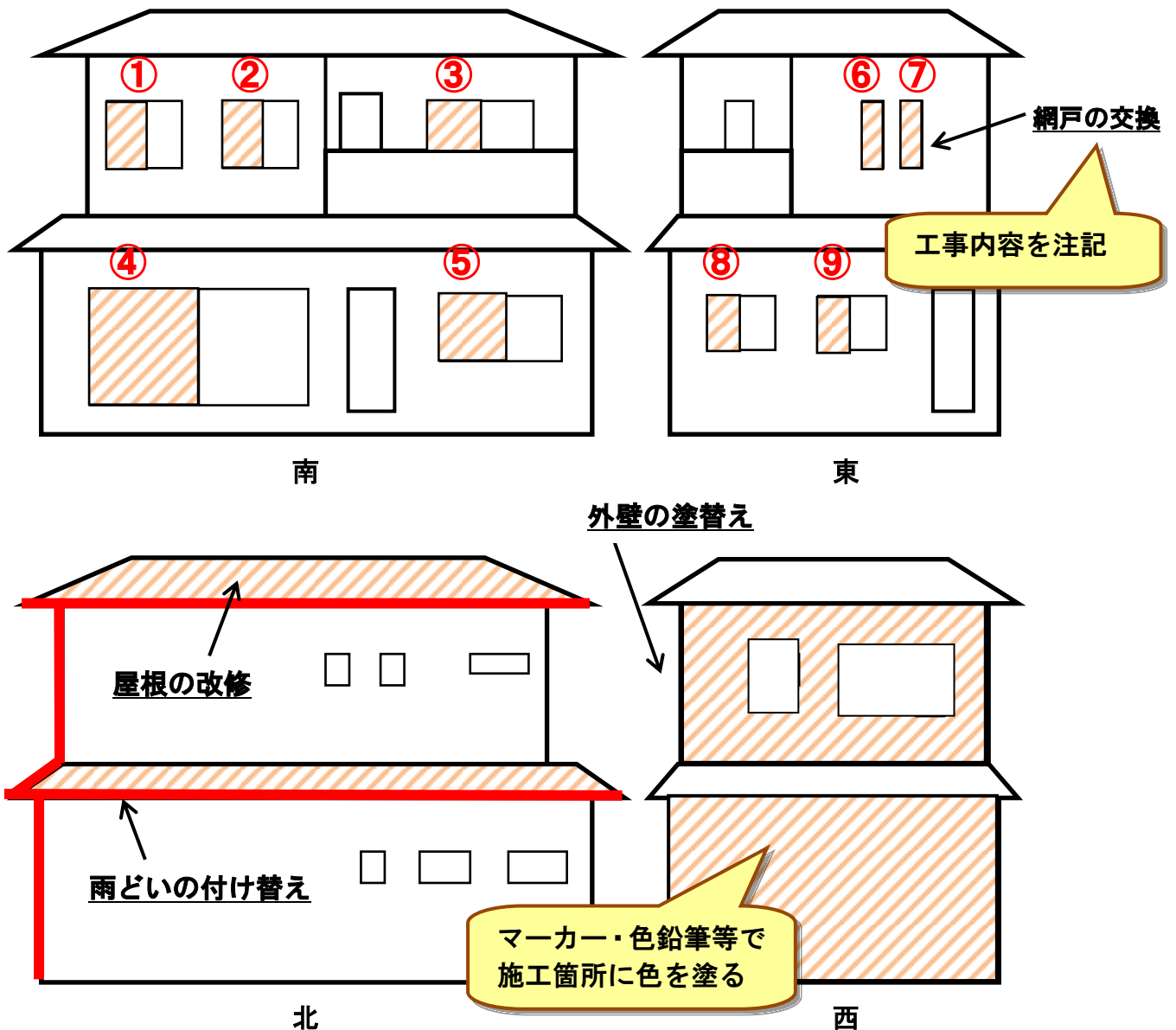
2階



1階 ユニットバスの交換工事



《作成例2》 外壁等の工事を行う場合（立面図）



【作成のチェックポイント】

- 全ての施工予定箇所に色が付けてありますか？
- 工事箇所・工事内容が、全て記入してありますか？（見積書・写真と比較できるように、数が多いものは番号などを付けてください。）



建築時の図面等がない場合は、手書きでも構いません。施工部分だけでなく、住宅全体の図面を用意してください。



⑤ 全景写真・施工予定箇所の写真 [原本またはカラーコピー]

【申請時】 現状写真 ( / )

住宅の全景

全景写真



撮影場所  
全景

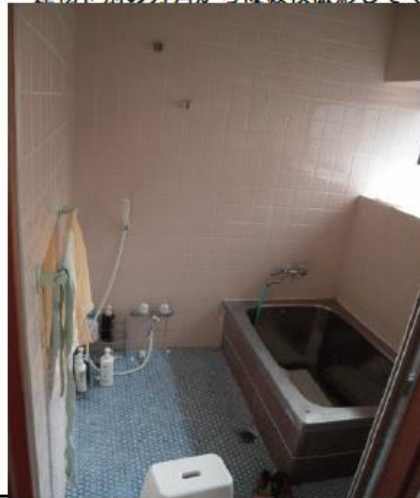
<撮影日>  
令和6年 5月12日

撮影日 (令和6年の日付)

※写真2枚目からは、工事箇所ごとの写真

※【外壁・屋根工事】 建物を別の方角から複数枚撮影してください。

施工予定箇所



撮影場所  
浴室  
 リフォーム内容  
ユニットバスの  
交換工事

<撮影日>  
令和6年 5月12日

撮影場所・リフォーム内容

写真貼り付け

撮影場所  
 リフォーム内容

<撮影日>  
令和6年 月 日

## 【作成のチェックポイント】

- 写真は令和6年に撮影されたものですか？（現状の写真が必要です。）
- 住宅の全景写真はありますか？（現地確認の際、どの住宅か確認できるように、地面から屋根の上までの全体が入るように撮影してください。）
- 施工予定箇所は、不足なく全て撮影してありますか？（見積書・図面に書いてあっても、写真の無い部分は対象外となりますので、天井のクロス・給湯器のリモコンなども忘れずに撮影してください。）
- 写真ごとに「撮影場所」「リフォーム内容」「撮影日」は記載されていますか？（撮影場所は、見積書・図面の内容と比較できるように、数が多いものは番号などを付けてください。）
- 写真はカラーで、施工予定箇所が分かりやすく印刷されていますか？  
（黒白・逆光・ピントズレなど、写真で現状・工事内容の判定が難しいものは、撮り直しをお願いします。）



※ 1つの室内であっても、施工予定箇所が写真1枚に収まりきらない場合は複数枚に分けて撮影し、必ず施工箇所全体が確認できるようにしてください。  
（例：天井写真1枚、壁写真2枚、床写真1枚など）

※ 外壁や屋根の施工は、別の方角から複数枚撮影し、建物の四面が分かるようにしてください。（例：南側1枚、東側1枚、北側1枚、西側1枚など）  
隣家などにより撮影が困難な場合はご相談ください。

※ 写真はパソコンなどで印刷したものでも構いません。その場合は、任意の様式に撮影場所・リフォーム内容・撮影日を記載したものを用意してください。

⑥ 施工業者の所在地を確認できる書類 [コピー]

見本（登記簿謄本）

現在事項全部証明書	
群馬県伊勢崎市●●町●●●●	
株式会社○○建設	
会社法人番号 0000-00-000000	
商号	株式会社○○建設
本店	群馬県伊勢崎市●●町●●●●
広告を表示する方法	官報に掲載する
会社成立の年月日	平成××年××月××日
目的	1、建築物の設計施工並に管理 2、宅地造成工事に関する一切の業務 3、...
発行可能株式	●万株
発行済み株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 □万株
資本金の額	金○万円
株式の譲渡制限に 関する規定	株式を譲渡するには、取締役の承認を受けねばならない。
役員に関する事項	取締役 市役所 次郎
	群馬県伊勢崎市●●町●●●● 代表取締役 市役所 一郎
登記簿 事項	令和6年1月以降に発行されたもの 平成△△年△△月△△日
これは登記簿に記載されている事項と異なる事項の全部であること した書面である。	
令和6年○○月○○日	
■ 地方方法務局	
登記官 ○○ ○○	
登記官印	

## 【確認書類】

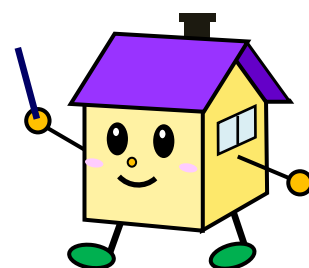
- 法人事業者・・・登記簿謄本 または 所在証明書
  - 個人事業者・・・代表者の運転免許証 または 国民健康保険証
- ※ 「登記簿謄本」は法務局、「所在証明書」は市役所 税総合窓口または各支所 市民サービス課で取得できます。

## 【作成のチェックポイント】

- ①施工業者の所在地（住所）、②施工業者名（個人事業者の代表者の氏名）、③書類の発行日（有効期限）、④官公庁の公印が、すべて記載されていますか？
- 書類の発行日は令和6年1月1日以降のものでしょうか？
- 有効期限のある書類は、期限内のものでしょうか？
- 書類に記載されている「所在地（住所）」と「施工業者名」が、工事見積書の発行者と一致していますか？



上記の①～④の記載がない書類は、原則受け付けられません。  
※施工業者の方へ・・・書類はコピーで構いませんので、複数件の工事を請け負っている場合であっても、申請者ごとに提出してください。



## ⑦ 同意書 [原本] ※住宅を共有している場合など

記入例： 共有者（伊勢崎花子）が、申請者（伊勢崎太郎）に同意する場合

様式第2号（第8条関係）

令和6年 5月20日

伊勢崎市長 様

同意書

共有者

私こと 伊勢崎 花子 は、私が 共有 ・ 所有 する建物に居住する  
(↑共有者などの氏名)

伊勢崎 太郎 が、同建物に係るリフォーム工事を実施すること及び  
(↑申請者の氏名)

伊勢崎 申請者 補助成金の交付申請をすることに同意します。

(共有者など)

住 所 伊勢崎市●●町○○番地

氏 名 伊勢崎 花子

共有者（自筆）

### 【作成のチェックポイント】

- 申請者・共有者に間違いはありませんか？
- 署名は自筆されていますか？



住宅の所有者が複数人いる場合、工事契約者が申請者です。残りの持ち分を所有する人（共有者）全ての同意書を作成してください。



### Ⅲ. 工事の変更・取りやめに関するお願い

- 申請した工事の内容や金額を変更したり、工事を取りやめたりする場合には、手続きが必要です。
- 特に変更の場合、事前に必要な書類を提出せずに工事を行ってしまうと補助金の対象になりませんので、十分ご注意ください。

※ 変更内容によっては、手続きが不要な場合もあります。

#### このような場合はご連絡ください

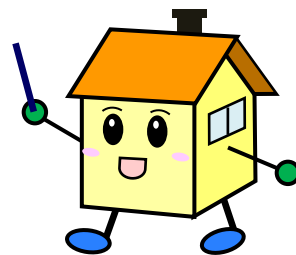
- 工事費用が、見積書の金額から変わりそう（安くなりそう）。
- 工事箇所や工事内容を変更（追加・削除）したい。
- 施工業者を変更したい。
- 工事を行わないことになった。
- 工事期間を見直したため、期限までに終わらない。
- 申請者が亡くなってしまった。 . . . など

#### 【変更・廃止のご注意】

- 申請の内容を変更する場合は「変更申請書」の提出が必要です。また、工事内容の変更の場合は「変更後の見積書」「追加工事予定箇所の写真」、施工業者の変更の場合は「施工業者の所在地を確認できる書類」などの添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 工事を取りやめる場合は「廃止承認申請書」の提出が必要です。そのままにせず、必ずご連絡ください。

## IV. よくある質問

手続きの方法や申請者の要件、施工業者・工事などについて、多く寄せられる質問をまとめました。詳しくは、住宅リフォーム窓口までお問い合わせください。



### 【手続き】

<p><b>Q 本人が窓口に行かないと受け付けてもらえませんか？</b></p> <p>A ご家族や施工業者の方でもお受けします。委任状や本人確認の書類等は不要です。ただし、申請者や工事の内容についてお聞きしますので、申請書類の内容を説明できる人がお越しください。</p>	<p><b>Q 各支所窓口や郵送でも受け付けてもらえますか？</b></p> <p>A 書類の確認などがありますので、市役所本庁舎の住宅リフォーム窓口へ直接、必要書類をお持ちください。</p>
--	--

### 【申請者】

<p><b>Q 住宅を共有している場合の申請者は誰になりますか？</b></p> <p>A 共有している人のうち、工事契約者が対象です。この場合、ほかの共有者全員の同意書が必要です。</p>	<p><b>Q 所有者が入院などで不在の場合は、申請できますか？</b></p> <p>A 住宅の所有者が、入院や単身赴任など、やむを得ない理由で不在の場合は、所有者の同意を得ている人が申請できます。詳しくは、お問い合わせください。</p>
<p><b>Q 住宅の所有者は亡くなっていますが、相続手続きが完了せず、死亡者の名義となっています。申請することはできますか。</b></p> <p>A その住宅に居住する相続予定者が申請することができます。住宅の所有者と申請者の関係が分かる戸籍謄本の写しを添付してください。</p>	<p><b>Q 二世帯住宅の場合、申請できますか？</b></p> <p>A 所有部分について、その所有者が申請することができます。ただし、同一の建物に対して二重に申請することはできませんので、別の所有者と同時に申請することはできません。また、過去2年度内に別の所有者がその住宅で申請し、補助金を受給している場合も申請できません。</p>
<p><b>Q 市税の滞納とは、何が含まれますか？</b></p> <p>A 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。</p>	<p><b>Q 市税の滞納・所得700万円以下の要件の対象は、誰ですか？</b></p> <p>A 申請者個人の納付と所得の状況を確認します。</p>

【施工業者・工事内容等】

<p><b>Q 市内の施工業者とは、どのような業者が対象ですか？</b></p> <p>A 伊勢崎市内に所在地（住所）を置く業者であれば、法人の会社、個人の大工さん共に対象です。また、市外に本社がある法人でも、市内に支店などがあれば、ご利用いただけます。いずれも、市内の所在地を確認できる書類と、同じ所在地が記載されている見積書・請求書・領収書が必要です。</p>	<p><b>Q 市で施工業者を紹介してもらえますか？</b></p> <p>A 市では、業者の斡旋・紹介はしていません。また、電話や訪問による勧誘も行っておりません。</p> <hr/> <p><b>Q 工事の契約者は誰になりますか？</b></p> <p>A 申請者が契約した工事が対象です。見積書・請求書・領収書の宛て先は、いずれも申請者としてください。</p>
<p><b>Q 施工業者が複数でも利用できますか？（例：畳業者と塗装業者に、別の工事を依頼する場合など）</b></p> <p>A 施工を依頼する業者は、複数であってもご利用いただけます。1つの業者の所在地、名称、連絡先等を申請書の表面に記入し、他の業者の所在地、名称、連絡先等を申請書の裏面に記入してください。</p> <p>見積書と業者の住所を確認できる書類は、業者ごとに必要です（図面・写真は同一で構いません）。</p> <p>なお、工事完了後の実績報告にも、各業者からの請求書・領収書が必要です。</p>	<p><b>Q 少額の工事を合算して一緒に申請することはできますか？（例：障子の張替えと壁紙の張替えを同時に行う場合など）</b></p> <p>A 申請できます。全ての工事について見積書・写真を用意し、図面に施工場所と工事内容を明記してください。なお、補助金の上限額は、工事箇所が複数でも10万円です。</p> <hr/> <p><b>Q 補助金を工事費の支払いに充当することはできますか？</b></p> <p>A 補助金は支払い等が完了した上での精算払いとなります。工事に要する費用は、一度申請者が全額支払う必要があります。</p>
<p><b>Q すぐに工事を始めたいのですが？</b></p> <p>A 交付決定日以降に着工し、期限内に完工・支払いまで済む工事が対象です。交付決定日前に行った工事は対象になりません。必ず交付決定を受けてから工事を始めてください。</p>	<p><b>Q 工事の完了期限はいつですか？</b></p> <p>A 令和7年1月31日です。この期日までに工事を終え、支払いを済ませてください。完了期限を越えた場合、助成金を交付できなくなりますので、余裕を持って工期を計画してください。</p>
<p><b>Q 市のほかの補助金等と併用できますか？</b></p> <p>A 市の他の住宅改修補助制度（高齢者住宅改造費補助・木造住宅耐震改修補助など）と併用できますが、重複する工事箇所は申請できません。</p>	<p><b>Q 申請後に助成金額を増額することはできますか？</b></p> <p>A 工事に変更があった場合でも、補助金の増額はできません。</p>